

平成28年5月20日

三次市市民部課税課

平成28年度固定資産税の課税誤りについて

平成28年度固定資産税の賦課にあたって、一部の課税額に誤りがあることがわかりました。

該当する納税義務者には状況を説明し、訂正した固定資産税納税通知書をお渡ししました。

心からお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

- 1 固定資産税額に誤りがあった納税義務者数及び金額
16人、合計28,800円

- 2 誤った課税になった状況

平成27年中に地籍調査の成果が登記された上記土地について、本来であれば地籍調査後の地目及び面積で課税するべきにもかかわらず、地籍調査前のデータが削除されておらず、過大に課税されていた。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民部 課税課 資産税係（担当／鎌倉，中廣）

電話番号：0824-62-6124 FAX番号：0824-62-6345

E-mail：kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号